

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の規定による
特定地域づくり事業協同組合の認定

(総合企画部地域振興課)

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第3条第1項の規定により、次のとおり 特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法第3条第6項の規定により公示します。

組合の名称	白川郷わくわくワークス協同組合
組合の住所	岐阜県大野郡白川村大字平瀬126番地の11 南部地区文化会館 1階事務スペース
代表者の氏名	山田 雅彦
特定地域づくり事業を行う事務所の名称	白川郷わくわくワークス協同組合
特定地域づくり事業を行う事務所の所在地	岐阜県大野郡白川村大字平瀬126番地の11 南部地区文化会館 1階事務スペース
地区	岐阜県大野郡白川村
事業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
認定の有効期間満了の日	令和18年3月16日
組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	—
法第7条の規定により付された条件	—